

土浦第一中学校部活動の運営方針

令和4年4月改訂

土浦市立土浦第一中学校(小中一貫校)

【「土浦第一中学校部活動の運営方針」策定の趣旨】

○「土浦第一中学校部活動の運営方針」（以下、「学校運営方針」という。）は、本校における部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

◇知、徳、体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、

- ・運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること

- ・文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること

とともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすることとする。

◇部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めることとする。

◇学校全体として部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めることとする。

◇文化部活動は、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ることとする。

【新たな部活動に向けての学校運営方針】

1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

◇部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものとする。

- (1) 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・芸術文化等の活動に親しむ生活を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものとする。
- (2) 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく必要がある。
- (3) 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促すものとする。
- (4) 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求めるものとする。

2 適切な部活動の運営のための体制整備

◇校長は、「市運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」の見直しをするものとする。また、部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出し、校長の承認を得ることとする。

- (1) 部活動の方針の策定等

校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を学校のホームページ等への掲載等により公表するものとする。

(2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図るものとする。

イ 部活動の運営に関する校内組織体制として、「運動部活動運営委員会（仮称）」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ・芸術文化活動等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な活動内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得るものとする。

ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うものとする。

エ 部活動指導員等は、定期的な研修の機会を主に以下のような内容で与えられるものとする。

- ・ 学校教育の一環である部活動の位置付け
- ・ 部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである教育的意義
- ・ 生徒の発育・発達の段階に応じた科学的な指導方法
- ・ 安全確保や事故発生時の適切かつ迅速な対応
- ・ 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
- ・ 服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）等の遵守

オ 市教育委員会、学校及び各種団体等においては、特に競技や実技、指導経験のない部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会を設け、部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図るものとする。

カ 各学校において、近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図るものとする。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

◇学校は、部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

- (1) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底することとする。
- (2) 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なことや、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するよう努めるものとする。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うものとする。
- (3) 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行うものとする。
- (4) 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施することとする。さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることとする。
- 1 Plan（計画）・・・実績や生徒の実態に応じて作成
 - 2 Do（実施・実行）・・・計画に沿って安全に実施
 - 3 Check（点検・評価）・・・実施状況や効果・成果を点検・評価
 - 4 Action（処置・改善）・・・実施計画や活動内容の見直し、改善
- (5) 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合・大会等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに安全に徹した指導が実現できるようにするものとする。
- (6) 熱中症事故の防止について
- 市教育委員会及び校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断することとする。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分

留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施することとする。その際、屋内外関わらず、活動の中止や延期、見直し等を柔軟な対応を検討することとする。（特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、十分に配慮する。）

茨城県中学校体育連盟、市教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する大会等が予定されている場合や練習試合、練習については、大会等の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行うこととする。また、止む得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休息の取得、観戦・観覧者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底することとする。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底することとする。

4 適切な休養日等の設定

◇運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

◇文化部活動においても長時間の活動は精神的・肉体的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、活動時間を設定することとする。

(1) 各部活動の活動時間及び休養日を次の通りにすることとする。

ア 活動時間について

- 学校では、1日の活動時間は、平日は実働2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は実働3時間程度とする。
- 原則として朝の活動は行わない。

イ 休養日について

- 学期中、長期休業中は週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日（原則として月曜日）、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は、原則としていずれか1日以上を休養日とする。ただし、週末に2日間とも大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動をおこなうことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 一斉テストの3日前からや学校閉庁日、12月29日～1月3日の期間を、学校全体の部活動休養日として設定する。

- (2) 校長は、2に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底するものとする。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

◇学校は、生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置や、学校の実情に応じた合同部活動等の推進、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに、地域の部活動に関係する団体と連携するなど、組織として体制を整えていくこととする。

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討することとする。具体的に、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものなどが考えられる。

少年期におけるジュニア・アスリートの育成については、必ずしも、学校における全ての運動部活動が担うものではない。とりわけ、高い資質・能力を有し、競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整えることが必要である。その際、運動部顧問の負担軽減を図るため、顧問が、地域の指導者として恒常的に参加することがない仕組みづくりに努めるとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制をとることができるよう仕組みづくりをする必要がある。

(2) 生徒の多様なニーズを踏まえた文化部活動の設置

校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動の設置を検討する事とする。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向ではなく、レクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものなどが考えられる。

(3) 地域との連携等

市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や地域のスポーツ団体、芸術文化関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者、社会教育施設及び文化施設の活用等による学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動ための環境整備を推進するものとする。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

◇学校は、各部活動が参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し物（以下、「大会等」という。）を把握し、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する必要がある。

- (1) 各学校の部活動が参加する大会等の数の上限の目安を12大会程度（総合体育大会・新人体育大会は除く）とするものとする。
- (2) 校長は、市教育委員会が定める上記の各学校の部活動が参加する大会等の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査することとする。